

平成 27 年度第 2 回地域福祉専門分科会 会議録

1. 開催日時：平成 27 年 10 月 7 日（水）午後 2 時 40 分～3 時 40 分

2. 開催場所：市役所 3 階 第 1 委員会室

3. 出席者：

【委員】

会長 高田委員

副会長 松丸委員

委員 岸田委員、天野委員、塚越委員、戸村委員、村山委員、山田委員、
正木委員 (欠席者 0 名)

【市川市】

岡崎祥江（福祉政策課長）、吉見茂樹（地域支えあい課長）、野口栄一（介護福祉課長）、秋本賢一（障害者支援課長）、杉山秀子（福祉政策課主幹）ほか

4. 議事

(1) 第 3 期市川市地域福祉計画の中間見直しについて

(2) 市民後見制度について

(3) その他

《配布資料》

資料 1 第 3 期市川市地域福祉計画中間見直し（実施計画一部抜粋）

資料 2 第 3 期市川市地域福祉計画中間見直し（条例一部抜粋）

資料 3 第 3 期市川市地域福祉計画中間見直し（行政施策体系図及び圏域）

資料 4 第 3 期市川市地域福祉計画の見直しについて

資料 5 市民後見人の育成について

資料 6 成年後見制度 一詳しく知っていただくために一

【午後 3 時 40 分開会】

1 配布資料の確認

事務局より、配布資料の過不足についての確認を行なった。

2 開会

区 分	内 容
高田会長	<p>只今から、平成 27 年度第 2 回地域福祉専門分科会を開催いたします。 それでは、議事に移ります。 会議次第 1 の「第 3 期市川市地域福祉計画の中間見直しについて」を福祉政策課長から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(” 第 3 期市川市地域福祉計画の中間見直しについての説明”)</p>
高田会長	<p>ただ今、会議議題 1 について説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いします。</p>
天野委員	<p>資料 1 のですね、数値目標の変更後の数値目標の欄で、介護予防教室参加者数というものが、28 年度からの 1, 800 人ということで、倍以上に増えているのですが、介護予防教室開催数が同じ 60 回ということで、この 1, 600 という数字が、この 60 回の中で、その 27 年度が介護予防教室参加者数 600 人に対して、介護予防教室開催数というのが 60 回と。 それが、1, 600 人に増えても 60 回とうことで、会場内に人が入りきれぬのかどうかというところが疑問に思ったのですが。</p>
岡崎福祉政策課長	<p>変更前の介護予防教室開催目標数が 60 回で、介護予防教室参加者数の目標値が、平成 25 年度が 550 人、平成 26 年度が 600 人のところ、平成 25 年度が 1, 806 人、平成 26 年度が 1, 462 人の実績がありました。 介護予防教室開催数につきましては、2 倍以上の開きがなく、介護予防教室参加者数につきましては、2 倍以上の開きがありましたので、見直しを行うというものです。</p>
野口介護福祉課長	<p>開催数については、予算上、限度があるので、やはり 50～60 回を目安にさせていただいて、その中で参加者の方が実施状況の中で、たくさんお見えいただいたということがありまして、資料記載の開催数の中で 1, 800 人を越えたこともありますし、やはりその辺を目安にやっていきたいと思います。</p> <p>ただ、この事業を実施してですね、今後、もしこれで入りきれないということであれば、お申込をいただいても参加できないということになります。</p> <p>そういうことであれば、開催数も含めて当然、今後、考えていかななくてはならないと考えております。</p>

天野委員	変更前の平成25年度の介護予防教室開催数についてですが、目標55回で、介護予防教室参加者数が目標550人ですが、実際、介護予防教室を87回行って、介護予防教室に参加した人が1,806人ということではないのでしょうか。
岡崎福祉政策課長	そのとおりです。
天野委員	そうだとすると、(平成26年度の)介護予防教室の開催数が60回では、足りないのではないのでしょうか。
野口介護福祉課長	<p>この介護予防教室の開催数につきましては、こちらの方から委託という形をお願いしている回数が、(平成26年度は)60回なものでして。</p> <p>そのほかにつきましては、例えば、委託事業ではないんですけども、独自に開催していただいている回数、例えば、地域に出向いている回数なんかも含めて(介護予防教室の開催数が)入っているということですから。</p> <p>目標数的には、予算の兼ね合いもありますので、目標として設定されている回数を記載させていただいているのではないかと思います。</p>
高田会長	<p>他にご意見・ご質問等は、よろしいでしょうか。</p> <p>他には、特にないようですので、次の議題に移ります。</p> <p>続いて、会議議題2の「市民後見制度について」を障害者支援課長から説明をお願いします。</p>
秋本障害者支援課長	<p>議題に入る前に、一点、訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>資料は、資料9 市民後見人の育成についてです。</p> <p>ページ数につきましては、一枚めくっていただきまして3ページでございます。</p> <p>上の方に三つの円グラフがあるかと思いますが、その円グラフの右側の平成37年という箇所、下の方に高齢者数が、10万5,547名と記載されておりますが、この数字が間違っております。</p> <p>これから、読み上げますので、訂正をお願いします。</p> <p>正しい高齢者数は、11万9,357人となります。</p> <p style="text-align: center;">(“市民後見制度について説明”)</p>
高田会長	ただ今、会議議題2について説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いします。

村山委員	<p>まず、いくつか質問させて下さい。</p> <p>資料9の5ページ、第三者後見人 受任の推移についてですが、第三者後見人が親族後見人よりも多く 65%となっておりますが、こちらは全国的な数値かと思いますが、その前のページにあります千葉家庭裁判所市川出張所申立件数ですと、平成26年度は334件となっておりますが、これを実際利用するところも、市川市においても第三者後見人が多いのでしょうか。</p> <p>あと、身上監護についての業務が、資料10の6ページ、市民後見人の仕事については、記載が無いように思われるのですが。</p> <p>先ほど、定期的に面談・訪問するというお話がありましたが、被後見人側からすると望むことなんですが、きちんと仕事として明記されていないがゆえに、訪問があまり無いという事例も聞いております。</p> <p>市民後見人の方には、きちんと身上監護をして欲しいと思います。</p> <p>また、8ページ目以降については、これから内容をつめていくということによろしいでしょうか。</p>
秋本障害者支援課長	<p>まず、資料9の5ページについての質問ですが、最高裁判所が年に1回、各地方別に算出するのですが、資料にあります申立件数も市川出張所において出してもらった数値となります。</p> <p>印象としましては、第三者後見人のほうが多いのかなと思います。</p> <p>次に、身上監護の記載についてですが、明確なものは無く、こういったものが身上監護に該当するというものなのですが、資料10の5ページをお願いします。</p> <p>成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮する部分が身上監護に該当する部分だと思います。</p> <p>三点目、今後、詰めていく部分についてですが、今後詰めていく部分につきましては、資料9の11ページになります。</p> <p>11ページのイメージのとおり進めもよいかどうかのご意見をいただき、進めて行きたいと思います。</p> <p>まだ、千葉県内で市民後見人が裁判所から選任されておられませんので、きちんとした支援機関が無いと、やはり法律行為になりますので、裁判所の方も中々認めていただけません。</p> <p>この支援機関を今後、詰めていきたいと思います。</p>
高田会長	<p>他にご意見等がありますでしょうか。</p>
岸田委員	<p>法律に近いところは専門職の方が行うということだと思っておりますが、この資料9の9ページにあります市民後見人が受任する事案で、大体比較的、市民の方でもできそうなものに絞って行っていくとのことですが、すでに研修の講座の先行事例などもあるかと思いますが、市川市では今、検討されてい</p>

	<p>るものがあるのでしょうか。</p>
秋本障害者支援課長	<p>研修のいわゆるカリキュラムの内容についてですが、厚生労働省のほうから、カリキュラムの内容の参考例が出ておりますので、それを参考にしていきたいと思います。</p> <p>知識だけ詰め込んでも中々現場では活かさないことがありますので、一年目は知識を蓄えていただき、二年目に、実務研修を行いたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
岸田委員	<p>ありがとうございました。</p>
戸村委員	<p>市川市で市民後見人についての委任する事案がいろいろと記載されているのですが、要はどういったことをしてもらおうのかの例がありますが、市民後見人を育ててお一人で対応してもらおうのか、それとも、弁護士等の後見人のサポートというサブとして対応してもらおうのか、どちらになるのでしょうか。</p>
秋本障害者支援課長	<p>市川市ではサブとしてではなく、お一人で対応してもらおうことを想定しております。</p>
戸村委員	<p>そうすると、相当責任が生じますが、養成機関というのはだいぶ時間が係ると思います。</p> <p>また、30歳以上～65歳以下ですと、普段、働いている方ですので、時間が中々取れないと思いますし、業務内容と得られる賃金などもどのようになるのでしょうか。</p>
秋本障害者支援課長	<p>いわゆる後見人の方には裁判所の方に、報酬の請求をすることができます。</p> <p>裁判所の方で、審査を行って、報酬をいくらにしましょうという決定がされます。</p> <p>そういった形で支払が行われます。</p>
戸村委員	<p>市民後見人として承認する機関はどこになるのでしょうか。</p>
秋本障害者支援課長	<p>お答えいたします。</p> <p>報酬につきましては、後見人になった方に対して支払われます。</p> <p>また、後見人の認定につきましては裁判所が認めます。</p>

戸村委員	<p>市民後見人の報酬については全国的に金額が決まっているのでしょうか。</p>
秋本障害者支援課長	<p>金額につきましては、ケースバイケースとなります。</p> <p>市民後見人の方の資産など、いろいろと条件があります。</p> <p>資産の少ない方につきましては、市の方で助成制度のようなものをお考えしております。</p> <p>助成制度につきましては、一定の要件があるのですが、簡単に申し上げますと、本人の年間の収入が生活保護基準の1.3倍以内であれば、市の方から後見人に対して、報酬を支給したいと考えております。</p> <p>年間の報酬額につきましては、だいたい34万円くらいだったと記憶しております。</p>
戸村委員	<p>業務の責任を考慮すると、その人に年間収入があるかどうかにかかわらず、報酬を支払うべきかと思いますが。</p>
野口介護福祉課長	<p>すみません。</p> <p>おっしゃるとおりでして、報酬は業務の内容によって決まります。</p> <p>一年間の業務で、例えば、どういうことをされたかということを経済報告書の形で裁判所の方に提出し、業務の内容や件数によって報酬が変更されるという形となります。</p> <p>ですので、財産が多い少ないは、後で支払えるかどうかの問題になるのですが、後見人の報酬については、財産の多寡ではなく業務の内容等によって決まります。</p>
戸村委員	<p>市民後見人はボランティア的な要素でお願いする者なのでしょうか。</p> <p>金銭の管理などを行うのに、ボランティアで行ってくださいますと、業務の内容からすると手がないのではないかと思います。</p> <p>その辺はどうでしょうか。</p>
秋本障害者支援課長	<p>市民後見人の方につきましては、難しい業務ではなく本人の日常の金銭の範囲という簡易な業務をお願いできればと考えております。</p>
塚越委員	<p>これからの時代は、任意後見契約を結ぶ方が増えてくるのかと思いますが、これは市民後見人には当てはまらないのでしょうか。</p> <p>また、もう一点、成年後見制度ですと、登記手続きをするようですが、その処理の仕方について教えてください。</p>

野口介 護 福祉課長	<p>任意後見制度がございますが、今現在、市民後見人の方につきましては想定をしておりません。</p> <p>というのは、後見人というのは、こういう資格があるから後見人ということは無く、後見人はなろうと思えば誰でもなれるものでして、ですので、普通の市民の方でも市民後見人になれてしまうというものになります。</p> <p>任意後見人、いわゆる元気なときに養成された市民後見人の方に、もしかすると、個人的にお願いする方はいらっしゃるかもしれませんが、制度的に元気な時に誰かに決めておこうとした際、市民後見人の方にお願いすることは現在のところ、考えておりません。</p> <p>また、登記についてお答えしますと、いわゆる東京法務局で確か登記ができるかと思いますが、こちらの方にその方が、後見人なり、補助人なりがついているかどうかの登記を行います。</p> <p>ですので、われわれも含めて、例えば東京法務局に、野口にだれか後見人がついていないかどうかの登記事項証明書を発行してもらい、後見人がいるかないかの確認をします。</p>
塚越委員	それは、不動産登記のように司法書士が行うものなのでしょうか。
新正障 害 者支 援課 主幹	<p>登記事項についてですが、昔の民法では、戸籍に禁治産、準禁治産という名称で戸籍の方には記載があったかと思いますが、後見制度が始まりまして、戸籍ではなくて、登記簿、登記事項証明書のほうに、ご本人様が後見制度を利用しているかどうかの有無が掲載されることになります。</p> <p>それで、後見、補佐などが決まった時点で、家庭裁判所のほうで審判の通知を出しますので、それで今、野口課長がおっしゃったように、東京法務局、千葉県ですと、千葉県法務局の方に郵送は駄目なのですが、持参でしたら可能ですので、千葉県法務局の方に行っていただいて、手続きをすることは可能なのですが、そういった登録をして始めて、市民後見人の方もAさんの後見人ですということで、活動を行うことができます。</p>
塚越委員	不動産登記とはちょっと違うのでしょうか。
新正障 害 者支 援課 主幹	はい、そのとおりです。
高田会長	他にご意見等がありますでしょうか。
松丸副 会 長	社会福祉協議会のほうでは、市民後見の相談を受けておりますので、ちょっとそのあたりのことをお話させていただきたいと思います。

成年後見の相談の前に、社会福祉協議会のほうで福祉サービス利用援助事業というものがあまして、判断能力はありますが、銀行などからお金を引き出すことなんかは難しい方向けのサービスです。

うちと契約をしていただいて預貯金を引き出して、届けてもらうというようなサービスを行っているのですが、それを利用している方が、現在、約 80 名いらっしゃいます。

その 80 名の方たちに、支援員さんたちが約 30 名おります。

その支援員さんたちが、例えばその人によってとなりますが、週に一回、支援員さんが利用者さんのご自宅にお邪魔して、通帳を預かり、銀行でお金を下ろして利用者さんに通帳とお金をお渡しし、何時間利用者さん向けに働きましたという報告書を書いて、その日の支援が終わるというサービスをしております。

先ほど、市民後見人になる方がいらっしゃらないのではないかというご意見もありましたが、中々難しい制度ではあるかと思いますが、支援員の方はとても熱心に支援をしていただいております。こういうことが発展したのが、市民後見人なのかなと今考えているところです。

その 80 人の方の中で、判断能力がどんどん低下された方については貢献制度を利用していただく、福祉サービス利用援助事業では手に負えないということになってくると、成年後見制度を利用していただいて後見人さんについていただくことということになるという方たちになっております。

それで、平成 25 年 9 月から社協の方で、成年後見制度の相談を行政から委託で請け負っているんですけども、平成 25 年度からの 1 年間、平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までの実件数で 168 件の相談がありました。

延件数で 481 件です。

中々そういった人たちの相談ですので、社協に電話相談だったり、相談者のお宅等にお邪魔して聴いたりします。

すごく長い時間をかけて相談に乗ります。

1 年間で、成年後見につながった件数が、10 件ありました。

今後、市民後見人について、今、成年後見に関する PR をしているのですが、やっぱり早く市民後見人を作って、地域の中で、その人の状況に気づいて、その人にサービスや支援をしてあげたりということが、必要になってくるのではないかと感じております。

市民後見人さんが、その人のことを考え、その人のためにどうすればいいだろうということを考え、支援をするわけですが、そのために、先ほど行政機関が 1 年と書かれておりますが、実際にはそんなに簡単なものでなくて、まず市民後見人を養成しますとなっておりますが、研修を受けるだけで 1 年間掛かるのではないかと思います。

研修を終了した後、実務研修がありますが、実務研修は社協で行っている支援員さんのような形で、支援をしていただくと実務研修になっていくのか

などと思います。

他のところでも、そういった方法で実務研修を行っているところが多いようです。

市民後見人の候補者になるまで3年くらいは掛かるのではないかと見ています。人によっては、5年くらい掛かる人もいるのではないかと思います。

その後、家庭裁判所のほうも、その人を選任してくれるかという問題がありますので、きちんと実績を積んでおかないといけない。

また、市民後見人さんについて、フォローする体制を社協としては法人後見を受けて、個人ではなく、社協が法人後見をします、という準備を今、しております。

事前に確認してきたのですが、千葉県から補助金が出るということで、それを受けるといふ申請をしたのですが、まだ返事をいただいておりますので、至急、確認を取るよう指示を出しているところです。

仮に千葉県から補助金が出なくても、数件でも行い、法人後見の準備をしたいというように考えております。

個人ではなく法人として受けて実績を積んで、法人後見の中で働いていました。

個人として独立して活動できますというお墨付きをいただいて裁判所の方に出したら、裁判所の方でその方が、実務経験もずっとあれば、選任してくれるのではないかという風に、今のところ考えておりますので、養成から実際に働き始めるまでに、3年では厳しくて5年くらい経たないと、選任は難しいかなと思います。

平成37年には高齢者の数がとても増えておりますので、そのあたりには、きちっと、整備されていなければならないのかなと思います。

そのためには今のうちからしっかり準備をしておき、実績を積んでもらうということがすごく大事ではないかと社協では今、考えているところです。

以上です。

高田会長

ありがとうございます。

その他にご意見等がありますでしょうか。

岸田委員

今、松丸副会長がおっしゃったように、おそらく社会のニーズは、ものすごく多くて、高齢者だけでなく、障害者の方も含めて、いわゆる財産処理契約問題等、いろいろとあるかと思いますが、施設に入っておられる方は施設のほうでなさっているのかもしれませんが、これからはいろいろ在宅の方でやっていこうとなっていこうということですので、早急に調整をして、最終的にはどんな形になるのか制度が変わるかもしれませんが、準備はやはりしておいた方がいいのではと思います。

さきほどから、たくさん質問されている心配事もあるかと思いますが、や

	<p>はり専門職の領域に市民が大丈夫なのかといった心配が一番大きいかと思うんですけど、家族であれば当然に後見人になるという説明が先ほどもあったように、市民の方でもある程度はできますし、実際にNPOなんかで後見制度を推進している団体もありますし、東京大学の研究でも市民後見を推進していこうというアプローチもあるようです。</p>
岸田委員	<p>もちろん、弁護士さん等の一般的な後見人も、これからさらに増やさなくてはいけないかと思いますが、もうちょっと手前で、市民が相互に、以前のお話でありました互助ではありませんが、支えあう仕組みを整備して、是非、市民後見制度を使っていければいいのではと思います。</p>
高田会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>本日、皆様から頂戴しましたご意見を踏まえますと、市民後見人の必要性和、積極的にある程度の期間をかけて中長期的に取り組んでいこうことによるのでしょうか。</p> <p>もう一度、審議する機会があるようですので、またその際、皆様からご意見を頂戴できればと思っております。</p> <p>身近な地域で出てくる権利擁護、権利侵害を身近な地域で感じられて、それを地域包括支援に繋げるもよし、すぐに専門の職員の方に伝えるもよし、そんな形で広めつつ、できれば市民後見人自ら可能な範囲での職務の中で進めていく、そんな方向になっていくのではないかと思います。</p>
村山委員	<p>すみません、質問の方よろしいでしょうか。</p> <p>松丸副会長からの説明でいろいろ分かったのですが、一つ疑問がありまして、市民後見人を一人前ということなんですけれども、市に登録して市が責任を持つ形になるのでしょうか。</p> <p>また、今、親族後見人ですと、資産の状況等にもよりますが、裁判所の方から後見監督人をつけるか、後見信託を使うか、という連絡が来るそうです。</p> <p>市民後見人の場合はどうなるのでしょうか。</p> <p>最後に、社協さんのほうで後見に関する研修があるかと思うのですが、できれば、みなさんに参加していただければ、次回、話し合う際、繁栄できるのではないかと思うので、そういったPR等もしていただければと思います。</p>
秋本障害者支援課長	<p>今、二点のご質問をいただきましたが、始めにご質問いただきました市民後見人はどこに登録するかについてですが、資料9の11ページとなります。</p> <p>市民後見人育成・支援機関のイメージを示しており、形としましては市川市が市民後見人の育成と活動支援の委託をします。</p> <p>その中で、四角の中にあります受任調整会議がありますが、養成が終わったら、修了者の選考をして市民後見人の推薦名簿の中に登録していただきま</p>

	<p>す。</p> <p>その名簿をもって、受任調整会議の中で裁判所から市川市などに依頼が来た場合、この受任調整会議で適任者を審査します。</p> <p>そこで決まった人を家庭裁判所に推薦していくという方向で考えております。</p> <p>もう一つのご質問についてですが、村山委員のおっしゃったことは重要でして、今、後見人の不祥事が相次いでいます。</p> <p>誰が監督するのかについてですが、家庭裁判所事態がそれを行うのは困難な部分があり、支援機関の中で監督・管理するような仕組みを検討していきたいと考えております。</p>
高田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>みなさん、他にはご意見等はありませんでしょうか。</p> <p>松丸副会長のほうで研修会について、何かありましたらお願いします。</p>
松丸副会長	<p>研修会の方が、明日ありまして、午後2時から午後4時までとなっております。</p> <p>男女共同参画センターで池田先生をお招きして講演会を開く予定となっております。</p> <p>もしよろしければ、是非、お願いします。</p>
高田会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>その他にご意見等がありますでしょうか。</p>
戸村委員	<p>一つだけよろしいでしょうか。</p> <p>市民後見人についてですが、これはやはり個人ですよ。</p> <p>先ほど、松丸副会長からお話がありました法人が管理するような、社協の場合ですと支援員さんがいらっしゃいますよね。</p> <p>そういった方たちが登録して、それを社協が管理するということは可能なのではないでしょうか。</p>
野口介護福祉課長	<p>市民後見人活用については、今、おっしゃられた方法もあります。</p> <p>今、ご説明させていただいたものは一つの方法でして、法人後見の中で活躍されている市民後見人の方もいらっしゃいます。</p> <p>この仕組みにつきましては、先ほどより、どこが責任を持つのかというお話もありましたけれども、まだはっきりと決まっていないところもたくさんありまして、今後、厚生労働省もどうするかということで、法律等も整備されていくのではないかと考えております。</p> <p>別の言い方をしますと、法律なんかも整備されておられませんので、今ご説</p>

高田会長	<p>明させていただいた方法も一つの方法として捉えていただければと思います。</p> <p>戸村委員が今おっしゃったように、市が責任を持つというのも一つの方法ですが、そのあたりの仕組みについてが、大きな課題でして、今後、その辺も含めて法律も整備されていくのかなと思います。</p> <p>ただ、とは申しましても、法律が整備されるのを待っていますと、中々進みませんので、今の中で進めて行きたいというところが、一つの趣旨でございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>他にご意見が無いようでしたら、平成 27 年度第 2 回地域福祉専門分科会を終了いたします。</p>
------	---

【午後 4 時 3 0 分閉会】

平成 2 7 年 1 0 月 7 日
市川市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会
会長 高田 俊彦